

## 栗原市家族介護慰労金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、要介護者を在宅で介護している家族に対して家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することについて必要な事項を定め、要介護者の在宅生活の継続及び福祉の向上を図るとともに、その家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 慰労金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、要介護者（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号、第4号又は第5号に該当する者として認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）された者であって、その認定が1年以上継続しているものをいう。以下同じ。）を在宅で介護する主たる者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する慰労金の支給の申請をしようとする日において、市内に1年以上住所を有していること。
- (2) 要介護者が、連続する12月間介護保険法第18条に規定する保険給付（同法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に要した費用、同法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費、同法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費の支給を除く。以下「保険給付」という。）を受けていない期間（以下「対象期間」という。）があること（当該12月間に受けた保険給付が、同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護若しくは同条第10項に規定する短期入所療養介護のみの場合であって、その利用期間の通算が10日以内である場合を含む。）。
- (3) 要介護者が対象期間において医療機関等に入院した期間の通算が、90日未満であること。
- (4) 対象期間において要介護者と同一敷地又は隣接する敷地に居住していること。
- (5) 本人及び要介護者に介護保険料の滞納がないこと。
- (6) 本人及び要介護者が属する世帯の構成員全員が市町村民税非課税であること。
- (7) 本人及び要介護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

### (慰労金の額)

第3条 慰労金の額は、1対象期間につき要介護者1人当たり60,000円とする。

### (支給の申請)

第4条 慰労金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、栗原市家族介護慰労金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、対象期間が満了した日から3月を経過する日の属する

月の翌月に限り行うことができる。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、慰労金の支給の決定に係る審査に必要な限度において、市が保有する公簿等及び関係機関への照会等により確認することができるものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は慰労金の支給を決定したときは、栗原市家族介護慰労金支給決定通知書(様式第2号)により、不支給を決定したときは、栗原市家族介護慰労金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により慰労金の支給の決定を通知したときは、速やかに慰労金を支給するものとする。

(慰労金の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定により慰労金の支給の決定をされた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、慰労金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により慰労金の支給を受けたとき。
- (2) 要介護者の介護を著しく怠っているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、慰労金の支給の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。

(慰労金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により慰労金の支給の決定を取り消したときは、支給した慰労金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(支給の申請の特例)

- 2 対象期間の始期が令和3年1月1日から同年11月1日までの間にある要介護者に係る慰労金の支給の申請については、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、行うことができる。

様式第1号 (第4条関係)

栗原市家族介護慰労金支給申請書

年 月 日

栗原市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
続 柄

栗原市家族介護慰労金支給事業実施要綱第4条第1項の規定により、栗原市家族介護慰労金の支給を申請します。

なお、栗原市家族介護慰労金の支給の決定のため必要があるときは、市が保有する公簿等及び関係機関への照会等により市が確認することについて同意します。

要介護者の状況	氏名	生年月日	年	月	日	( 歳)	
	住所						
	被保険者番号					要介護度	
	対象期間	年	月	日から	年	月	日まで
	介護保険サービスの利用状況	・短期入所生活介護 利用日数 ( 日) ・短期入所療養介護 利用日数 ( 日)					
	入院の期間	病院名	期 間				
		年	月	日から	年	月	日まで
		年	月	日から	年	月	日まで
口座振込	金融機関名	種 目					
		1 普通 2 当座 3 その他					
	支店名	口 座 番 号					
	フリガナ						
	口座名義人						

※振込口座は申請者の名義とする。

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

栗原市長

栗原市家族介護慰労金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市家族介護慰労金の支給について、次のとおり決定したので、栗原市家族介護慰労金支給事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 要介護者
- 2 支給決定額 60,000円
- 3 支給予定日 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

栗原市長

栗原市家族介護慰労金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました栗原市家族介護慰労金の支給申請について、次の理由により支給しないことに決定したので、栗原市家族介護慰労金支給事業実施要綱第5条の規定により通知します。

理由

(教示)

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栗原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、栗原市を被告として（訴訟において栗原市を代表する者は栗原市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。